

## 附編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 《目 次》

第1節	総則	145
第1	推進計画の目的	145
第2	定義	145
第3	南海トラフ地震の想定	146
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	146
第3節	関係者との連携協力の確保	147
第1	物資等の調達手配	147
第2	広域応援の要請	147
第3	帰宅困難者への対応	147
第4節	津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助	148
第1	津波からの防護	148
第2	津波に関する情報伝達	148
第3	避難対策等	148
第4	消防・水防活動	148
第5	ライフライン対策	149
第6	交通対策	149
第7	町が管理又は運営する施設に関する対策	149
第8	迅速な救助	150
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	151
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策	151
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策	151
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策	154
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	156
第7節	防災訓練計画	157
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	157
第9節	南海トラフ地震防災対策計画	158



# 第1節 総則

## 第1 推進計画の目的

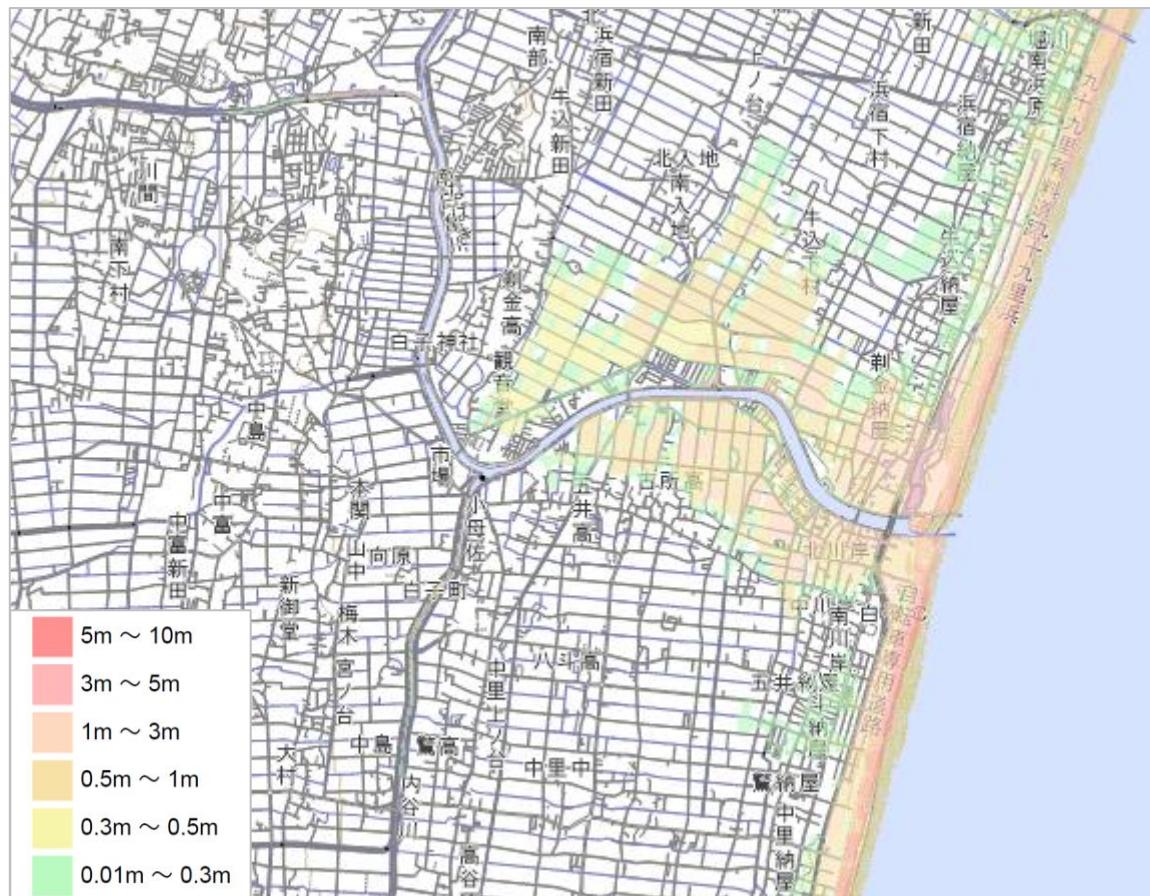
### 1. 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。なお、本編に記載のない事項は、総則編及び地震・津波編に準ずるものとする。

### 2. 地震の想定

南海トラフ巨大地震(M9.1)が発生した場合、町内の最大震度は5弱と予測されている。また、地震発生から最短で78分後に津波(高さ1m)が到達し、最大津波高は8mと予測されている。



〈南海トラフ地震津波浸水想定（ちば情報マップより）〉

## 第2 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平

## 第1節 総則

常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

### (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるスロースリップ（ゆっくりすべり）等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

### (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

### (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

### (5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

## 第3 南海トラフ地震の想定

南海トラフ地震が発生した場合、町内の最大震度は5弱と予測されている。また、津波については、地震発生から約70分で到達し、「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」の場合には、本町の海岸から1km程度の広い範囲が浸水すると予測される。

その他、津波浸水予測図等は、地震・津波編 第1章 第2節「第2 津波浸水想定」による。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

## 第3節 関係者との連携協力の確保

---

項目	担当
第1 物資等の調達手配	総務班、商工観光班、教育班、給食班
第2 広域応援の要請	総務班、各班、長生郡市広域消防本部
第3 帰宅困難者への対応	総務班、商工観光班、事業所

### 第1 物資等の調達手配

---

地震・津波編第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」による。

### 第2 広域応援の要請

---

地震・津波編第3章「第2節 応援等の要請・受入計画」による。  
なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

### 第3 帰宅困難者への対応

---

地震・津波編第3章「第11節 帰宅困難者等対策」による。

## 第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

項目	担当
第1 津波からの防護	総務班、産業班
第2 津波に関する情報伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第3 避難対策等	総務班、健康福祉班、教育班、消防班、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、民生委員・児童委員、要配慮者利用施設の管理者、自治会・自主防災組織
第4 消防・水防活動	総務班、建設班、消防班、長生郡市広域消防本部
第5 ライフライン対策	総務班、環境班、建設班、ガス班、長生郡市広域水道部、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)千葉県LPGガス協会、NTT東日本(株)
第6 交通対策	建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社
第7 町が管理又は運営する施設に関する対策	各課等
第8 迅速な救助	消防班、長生郡市広域消防本部

### 第1 津波からの防護

町（総務班、産業班）は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。また、津波防護施設等の整備については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

### 第2 津波に関する情報伝達

津波警報等の伝達、被害情報等の収集・報告の方法については、地震・津波編 第3章「第3節 情報通信・広報広聴」による。

また、防災行政無線の整備計画については、地震・津波編 第2章「第7節 情報通信体制の整備」による。

### 第3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については地震・津波編 第3章 第4節「第2 津波避難対策」、避難所の運営・安全確保については同編 第3章「第5節 避難所の開設等」、要配慮者の支援については、同編 第3章「第6節 要配慮者等の支援」による。

また、津波広報、教育、訓練については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

### 第4 消防・水防活動

町（総務班、建設班）、長生郡市広域消防本部、消防団は、津波からの円滑な避難確保のため、次の活動体制を整備する。

#### (1) 重点活動

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- イ 津波からの避難誘導
  - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) 水防活動
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
  - イ 水門及び樋門の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、配備

## 第5 ライフライン対策

---

### (1) 水道施設

長生郡市広域水道部は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。

### (2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、地震・津波編 第3章「第16節 ライフライン施設等対策計画」による。

## 第6 交通対策

---

### (1) 道路

警察署、道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画して周知する。

### (2) 避難誘導

公共交通事業者等は、利用客の避難誘導計画をあらかじめ定める。

## 第7 町が管理又は運営する施設に関する対策

---

### (1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する施設の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定する。この場合、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施する。

#### ア 各施設に共通する事項

##### ① 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、白子町津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- ・来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

##### ② 来場者等の安全確保のための退避等の措置

##### ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消火用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 医療施設等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

- ② 学校等

学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

- ③ 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれ施設の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

- イ 無線通信機等通信手段の確保

- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

## 第8 迅速な救助

---

被災者の救助、救急活動等については、地震・津波編 第3章「第9節 消防・水防活動」による。

## 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

項目	担当
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策	総務班、各防災関係機関
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策	各班、各防災関係機関
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策	総務班、建設班、各防災関係機関

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

町（総務班）は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」及び同編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 町（総務班）は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。

なお、地域住民等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する際は、とるべき行動をあわせて具体的に示すこと等に配慮する。

ウ 町（総務班、各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に災害対策本部第1配備をとるものとし、その運営体制等は地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」及び「第2 町災害対策本部の設置」に準ずる。

エ 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制及び周知方法については、地震・津波編 第3章「第3節 情報通信・広報広聴」に

準ずる。

イ 町が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織（自治会等）やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ 町（各班）は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第3節「第6 災害相談窓口の設置」に準ずる。

エ 町（商工観光班、建設班）は、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 町（各班）は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集を行うものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第2節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

イ 町（総務班）は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

ウ 町（各班）は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その体制、報告事項等は地震・津波編 第3章 第3節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

町（各班）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(ア) 後発地震が発生してからの避難開始では津波の到達までに避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として指定する必要がある。

〈事前避難対象地域の定義〉

事前避難対象地域	国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域
住民事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域
高齢者等事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

事前避難対象地域を定めた場合は、避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定める必要がある。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直す必要がある。

## 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

事前避難対象地域の指定は、地震発生から30分以内に30cmの浸水が予想される区域が基準となるが、本町の津波到達予想時間は78分であることから、事前避難対象地域は指定しないものとする。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、町（総務班）は、津波浸水予想区域について高齢者等の避難を検討する。

- (イ) この場合、国からの指示が発せられた際、高齢者及び要配慮者利用施設等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後も、津波注意報が解除されるまで避難を継続する。
- (ウ) 町（総務班、健康福祉班）は、高齢者及び要配慮者利用施設等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を周知し、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨周知する。
- (エ) 町（総務班、健康福祉班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者、要配慮者利用施設等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (オ) 住民等の自主的な避難行動及び町等が行う避難誘導については、地震・津波編 第3章 第4節「第2 津波避難対策」による。

### イ 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、地震・津波編 第3章「第5節 避難所の開設等」による。特に要配慮者については、同章「第6節 要配慮者等の支援」による。

### (6) 関係機関のとるべき措置

#### ア 消防機関等の活動

消防班、長生郡市広域消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に消防機関が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関しては次の事項を重点として適切に対策を講ずる。

##### (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

##### (イ) 事前避難対象地域\*における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

\*事前避難対象地域は、地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が予想される区域が基準となるが、本町の津波到達予想時間は78分であることから、事前避難対象地域は指定していない。

#### イ 水道

町、長生郡市広域水道部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、地震・津波編 第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

#### ウ 交通

##### (ア) 道路

- a 町（総務班）は、道路管理者等（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社、茂原警察署）と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」及び同章「第10節 警備・交通・輸送対策」に準ずる。
- b 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波浸水が予想される区域内での車両の走行は、極力抑制する。その周知方法は、地震・津波編 第3章「第10節 警備・交通・輸送対策」に準ずる。

#### エ 町が自ら管理等を行う道路その他の施設に関する対策

##### (ア) 町（建設班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、町は、橋梁、トンネル及び法面のう

ち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

- (イ) 町（産業班、建設班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び樋門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、町は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。
- (ウ) 町（各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、町は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

オ 町が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本章「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

### (7) 関係者との連携協力の確保（滞留旅客等に対する措置）

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、地震・津波編 第3章「第11節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

イ 町以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置については、本章「第9節 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる。

## 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 町（総務班）は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は地震・津波編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

この場合、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 町（総務班、建設班、ガス事業所）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に情報収集体制をとるものとし、その体制は地震・津波編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」に準ずる。

エ 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町（総務班）は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨

## 第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

大地震注意) 等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準じて周知する。

### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

町（総務班、建設班、ガス事業所）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節「第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置をとる。

### (4) 町のとるべき措置

ア 町（総務班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、地震・津波編 第2章 第1節「第3 防災広報の充実」に準じて行う。

イ 町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項目	担当
一	各課、防災関係機関

町（各課等）及び各防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

(1) 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

(2) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

(3) 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

(4) 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

(5) 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化やガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

(6) 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

(7) 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

(8) 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

(9) 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

(10) 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

(11) 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

## 第7節 防災訓練計画

項目	担当
一	各課、防災関係機関

町及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を毎年実施する。その他防災訓練については、地震・津波編 第2章「第2節 津波災害予防対策」による。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項目	担当
一	総務課、各防災関係機関

町（総務課）及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報については、地震・津波編 第2章 第2節「第1 津波広報、教育、訓練計画」による。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項による。

### 1. 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2. 地域住民等に対する教育及び広報

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

## 第9節 南海トラフ地震防災対策計画

項目	担当
一	総務課、関係事業者

南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成し、町及び県に届け出を行う。

- 1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 2. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
  - (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
  - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
  - (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報

作成義務が生じていない事業者も、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。その他本節に記載のない事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画による。